

けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に規定する目的を達成するため、病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、民法第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人に対し、当該施設(当該施設の運営に關し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

(業務の委託等)

第十九条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、その業務の一部を委託することができ

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に關する事項等貸付けに關する業務の方法

二 業務委託の基準

(事業計画及び資金計画)

第二十一条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十二条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十四条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(余裕金の運用等)

第二十五条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第二十六条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を銀行に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第二十七条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第二十八条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)
第二十九条 公庫は、主務大臣が監督する。ただし、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(役員の解任)

第三十条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十一条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託金融機関に対して報告を求め、又はその職員に公庫若しくは受託金融機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(主務大臣)
第三十二条 この法律における主務

大臣は、厚生大臣及び大蔵大臣とする。ただし、前条第一項に規定する主務大臣の権限は、厚生大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

第七章 罰則

第三十三条 第三十一条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託金融機関の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十八条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。
四 第二十五条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十五条第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第二十九条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十五条 第六条の規定に違反して医療金融公庫という名称又はこ

れに類する名称を用いた者は、一
万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行
する。ただし、附則第二十六項の
規定は、公庫の成立の日から起算
して一年をこえない範囲内におい
て政令で定める日から施行する。
(設立の手続)

2 主務大臣は、公庫の理事長又は
監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理
事長又は監事となるべき者は、公
庫の成立の時に於いて、この法律
の規定によりそれぞれ理事長又は
監事に任命されたものとする。

4 主務大臣は、設立委員を命じ
て、公庫の設立に関する事務を処
理させる。

5 設立委員は、設立の準備を完了
したときは、遅滞なく、政府に対
して資本金の払込みの請求をしな
ければならない。

6 設立委員は、資本金の払込みが
あつた日(資本金が分割して払い
込まれる場合においては、第一回
の払込みがあつた日)において、そ
の事務を附則第二項の規定により
指名された理事長となるべき者に
引き継がなければならない。

7 附則第二項の規定により指名さ
れた理事長となるべき者は、前項
の引き継ぎを受けたときは、遅滞な
く、政令で定めるところにより、
設立の登記をしなければならない
い。

8 公庫は、前項の規定による設立
の登記をすることによつて成立す
る。

9 公庫が成立したときは、主務大
臣は、遅滞なく、その旨を官報で
公示しなければならない。

(共済組合の組合員期間の特例)

10 公庫の設立の際現に国家公務員
共済組合法(昭和三十三年法律第
百二十八号。以下「組合法」とい
う。)第三条の国家公務員共済組合
(以下「組合」という。)の組合員(組
合法の長期給付に関する規定の適
用を受けない者、組合法第二百二
五条の規定の適用を受ける者及び
その退職により組合法による退職
年金の支給を受ける権利を取得す
る者を除く。以下「組合員」とい
う。)である者が退職し、引き続き
公庫の役員又は職員(以下「役職
員」という。)となつた場合におい
て、その者が、そのなつた日から
六十日以内に、政令で定めるところ
により、その引き続き役員として
在職期間を、これに引き続き
再び組合員の資格を取得したと
き(以下「復帰したとき」という。)
の組合法第三十八条の規定による
組合員期間の計算上組合員期間と
みなされることを希望する旨をそ
の組合に申し出たときは、当該退
職(以下「転出」という。)に係る組
合法の長期給付は、その申出をし
た者(以下「復帰希望役員」とい
う。)が引き続き役員として在職
する間、その支払を差し止める。

11 復帰希望役員が引き続き役員
員として在職し、引き続き復帰し
たときは、転出に係る組合法の長
期給付は、廃疾年金にあつては転
出の時にさかのぼつてその支給を
停止し、退職一時金及び廃疾一時
金にあつては、これを受ける権利
は、消滅する。

12 復帰希望役員が引き続き役員
員として在職し、引き続き復帰し
たときは、組合法の長期給付に関
する規定(第六章の規定を除く。)
の適用については、その者は、当
該役員であつた期間引き続き
組合員であつたものとみなす。た
だし、当該役員であつた期間に
発した疾病又は負傷に係る廃疾給
付については、この限りでない。

13 前項の場合において、組合法第
四十二条第二項の規定の適用につ
いては、同項中「俸給」とあるの
は、「俸給組合の運営規則で定め
る俸給を含む。」とする。

14 復帰希望役員及び公庫につ
いては、当該復帰希望役職員の転出
の時にさかのぼつて、組合法第六
章(短期給付及び福祉事業に係る
部分を除く。)の規定を準用する。
この場合において、組合法第九十
九条第二項各号列記以外の部分中
「及び国の負担金」とあるのは、
「公庫の負担金及び国の負担金」と
、同項第二号中「国の負担金」とあ
るのは「公庫の負担金」と、第百条第
二項中「俸給」とあるのは「組合の
運営規則で定める俸給」と、
第百二条中「各省各庁の長又は職
員団体」とあり、又は「国又は職員
団体」とあるのは「公庫」とする。

15 復帰希望役員が引き続き役員
員として在職しなくなつたとき
(引き続き復帰したときを除く。)

16 (登録税法の一部改正)
登録税法(明治二十九年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。
第十九条中「第二号ノ九」を「第
二号ノ十」に改め、第二号ノ十を
第二号ノ十一とし、第二号ノ九を
第二号ノ十とし、第二号ノ八の次
に次の一号を加える。
二ノ九 医療金融公庫自己ノ為
ニスル登記又ハ登録
(印紙税法の一部改正)

17 印紙税法(明治三十二年法律第
五十四号)の一部を次のように改
正する。
第五条第五号ノ四ノ次に次の
一号を加える。
五ノ四ノ五 医療金融公庫ノ発
スル証券、帳簿
(所得税法の一部改正)

18 所得税法(昭和二十二年法律第
二十七号)の一部を次のように改
正する。
第三条第一項第五号中「及び中
小企業信用保険公庫」を、中小企
業信用保険公庫及び医療金融公
庫」に改める。
(法人税法の一部改正)

19 法人税法(昭和二十二年法律第
二十八号)の一部を次のように改
正する。

20 大蔵省設置法(昭和二十四年法
律第四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。
第十二条第一項第六号の五を
第六号の六とし、第六号の四の次
に次の一号を加える。
六ノ五 医療金融公庫を監督す
ること。

21 厚生省設置法(昭和二十四年法
律第五十一号)の一部を次のよ
うに改正する。
第五条中第四十二号の二を第四
十二号の三とし、第四十二号の次
に次の一号を加える。
四十二ノ二 医療金融公庫を監
督すること。

22 国等の債権債務等の金額の端数
計算に関する法律(昭和二十五年
法律第六十一号)の一部を次のよ
うに改正する。
第一条第一項中「中小企業信用
保険公庫」の下に「医療金融公
庫」を加える。
(予算執行職員等の責任に関する
法律の一部改正)

23 予算執行職員等の責任に関する
法律(昭和二十五年法律第七十

二号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「中小企業信用保険公庫」の下に「医療金融公庫」を加える。

(地方税法の一部改正)

24 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「中小企業信用保険公庫」の下に「医療金融公庫」を加える。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

25 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び中小企業信用保険公庫」を「中小企業信用保険公庫及び医療金融公庫」に改める。

26 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第四号の二を第四号とし、第四号の三を第四号の二とする。

27 前項の規定は、同項の規定の施行前に中小企業金融公庫が同項の規定による改正前の中小企業金融公庫法第二条第三号に掲げる者に対して行なつた貸付けに影響を及ぼすものではない。

理由

国民の健康な生活を確保するに足る医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等に関し、その設置及び機能の向上に必要な

な長期かつ低利の資金であつて一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする特別の金融機関を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 ます、その趣旨の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

○渡邊厚生大臣 ただいま議題となりました医療金融公庫法案の提案の理由を御説明申し上げます。

国民の健康な生活を確保するため、国民皆保険の制度が、現在着々とその実現を見つつあるのでありますが、これがためには、公私の医療機関の適正な整備と機能の向上をはかることが必要であります。

現在、公的医療機関に対しては、国庫補助、政府融資等の施策が講ぜられ、その整備の推進がはかられているのでありますが、私的医療機関につきましても、これらの点について十分とはいへないものであります。現下における私的医療機関の担当すべき役割から見て、その適正な整備及び機能の向上をはかるためには、これに必要な資金を、財政資金により、長期かつ低利に融通する道を講ずることが必要と考えるのであります。

現在、財政資金による融資の道といふことは、国民金融公庫及び中小企業金融公庫があり、これら両公庫により行なわれているのでありますが、これら既存の公庫の融資によりましては、ただいま申し上げましたような私的医療機関の整備の見地から申して、十分にその目的に沿ひ得ないものがあると考えられます。従つてこのような目的に沿ひより最も効果的な融資を行なうための専門の金融機関として、医療金融公庫を本法案により新設することとした次第であります。昭和三十五年度において、一般会計からの政府出資十億円をもつて公庫の資本金とし、これと政府資金の借入金二十億円との合計額三十億円をもつて発足することとしたしております。

本法案におきましては、公庫設立の趣旨に基づいて、公庫の目的及び業務の範囲を定めるとともに、役員任命など公庫の組織に関する事、予算、決算その他の公庫の会計の方法、公庫の業務についての主務大臣の監督等について、他の公庫の例にならぬ規定することとしたほかに、公庫と中小企業金融公庫との業務の調整に必要な中小企業金融公庫法の一部改正その他同公庫の設立に伴ふ必要な措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○永山委員長 本案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○永山委員長 次に、去る十一日、本委員会に付託されました内閣提出の社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案を審査いたします。

社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案
社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律

社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「委員二人」を「委員五人」に改める。

第二十七条を次のように改める。

(合議体)

第二十七条 審査会は、委員長及び委員のうちから、審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員長及び委員の全員をもつて構成する合議体で、再審査又は審査の事件を取り扱う。

第二十七条の次に次の三条を加える。

第二十七条の二 前条第一項又は第二項の各合議体を構成する者を審査員とし、うち一人を審査長とする。

2 前条第一項の合議体のうち、委員長がその構成に加わるものにあつては、委員長が審査長となり、その他のものにあつては、審査会の指名する委員が審査長となる。

3 前条第二項の合議体にあつては、委員長が審査長となり、委員長に故障があるときは、第二十六条第二項の規定により委員長を代理する委員が審査長となる。

第二十七条の三 第二十七条第一項の合議体は、これを構成するすべての審査員の、同条第二項の合議体は、四人以上の審査員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 第二十七条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する審査員の過半数をもつて決する。

3 第二十七条第二項の合議体の議事は、出席した審査員のうちの三人以上の者の賛成をもつて決し、賛否それぞれ三人のときは、審査長の決するところによる。

(委員会)

第二十七条の四 審査会の会務の処理(再審査又は審査の事件の取扱いを除く)は、委員長及び委員の全員の会議(以下「委員会」という)の議決によるものとする。

2 委員会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

3 委員会議の議事は、出席した委員長及び委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 審査会が第二十四条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、出席した委員長及び委員のうちの本人を除く全員の一致がなければならない。

2 厚生大臣は、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名するものとする。

第三十三条中「第三十条」を「第三十条第一項又は第二項」に改め、「(以下「利益代表者」という。)」を削る。

第三十六条中「利益代表者」を「第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者」に改める。

第三十八条中「委員長が行う。」を「審査員が行う。」に改める。

第三十九条第二項中「利益代表者」を「第三十条第一項の規定により指名された者」に、「被保険者たる当事者」を「同項に規定する各保険の被保険者たる当事者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第三十条第二項の規定により指名された者は、国民年金の被保険者又は受給権者たる当事者の利益のため、審理期日に出席して意見を述べ、又は意見書を提出することが出来る。

第四十条第一項中「利益代表者」を「第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者」に改め、同条第二項及び第三項中「委員長又は審査員」を「審査員」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 この法律の施行に伴い新たに任命されることとなる委員については、第二十二條第一項に規定する委員の任命のために必要な行為は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前においても行なうことができる。

(委員の任命手続の特例)

3 第二十二條第二項及び第三項の規定は、この法律の施行に伴い新

たに任命されることとなる委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第二十三條第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

理 由

国民年金法の施行等に伴い再審査請求事件が増加するので、これに対処するため、社会保険審査会の委員を増員するとともに、事件の処理方法に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 まずその趣旨の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

○渡邊厚生大臣 ただいま議題となりました社会保険審査会及び社会保険審査会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

すでに御承知の通り、昨年十一月からその規定が開始されております国民年金法による年金給付または同法による保険料等に関する処分に対する再審査請求につきましては、健康保険、厚生年金保険等の被用者保険に関する事件と同じく、社会保険審査会においてこれを取り扱うこととされております。従って、同審査会において処理すべき審査及び再審査の事件数は、ますます増大することとなるのであります。

現在、このままでは事件処理に支障を来すことが予想されますので、審理に当たる委員の増員が必要であります。これが今回本法案を提出するに至った理由であります。これによつて、審査及び再審査事件の迅速かつ公正な処理を期したいと考えておる次第であります。

次に、法案の要点について申し上げます。第一に、従来、委員長一人及び委員二人、計三人をもつて審査会を組織しておりましたのを、新たに委員三人を増員いたしました。委員一人一人及び委員五人、計六人をもつて審査会を組織することとしたこととあります。

第二に、事件処理の方法であります。事件の実際の審理及び裁決につきましては、委員長及び委員のうちから審査会が指名する三人の者を審査員とする合議体がこれに当たることとし、特に審査会が定める場合においては、委員長及び委員の全員を審査員とする合議体がこれに当たることとしたこととあります。

この場合、各合議体においては、その審査員のうち一人が審査長となつてその合議体の行なう審査手続を総括するのでありますが、委員長は加わる合議体にはありません。委員長が常に審査長となり、その他の合議体にはありません。審査会が指名する者が審査長となることとしたのであります。

第三に、審理及び裁決以外の事項、たとえば事件の配分等、審査会の行政事務につきましては、委員長及び委員全員の会議によつて、これを決することとしたこととあります。

第四に、国民年金の被保険者及び受給権者の利益を代表する者四名を指名し、これらの者は、国民年金に関する事件の審理期日におきまして請求人のために意見を述べることが出来ることとして、被用者保険に関する事件の場合と全く同様の仕組みとしたこととあります。

第五に、右のような改正に伴つて必要な条文の整備を行つたこととあります。

以上をもちまして、提案の理由を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○永山委員長 本案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○永山委員長 次に、去る十五日、本委員会に付託されました内閣提出の精神薄弱者福祉法案を議題といたし、審査に入ります。

精神薄弱者福祉法案

精神薄弱者福祉法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 精神薄弱者福祉審議会(第四条—第八条)

第三章 援助の機関及び福祉の措置(第九条—第十七条)

第四章 精神薄弱者援助施設(第十八条—第二十一条)

第五章 費用(第二十二条—第二十七条)

第六章 雑則(第二十八条—第二十九条)

附 則

第一章 総則

(この法律の目的)
第一条 この法律は、精神薄弱者に對し、その更生を援助することとする。

に必要な保護を行ない、もつて精神薄弱者の福祉を図ることを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)
第二条 国及び地方公共団体は、精神薄弱者の福祉について国民の理解を深めるとともに、精神薄弱者に対する更生の援助に必要な保護の実施につとめなければならない。

(関係職員の協力義務)
第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、精神薄弱者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行なわれるように相互に協力しなければならない。

第二章 精神薄弱者福祉審議会
(設置及び権限)
第四条 厚生大臣の諮問に応じ、精神薄弱者の福祉に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として精神薄弱者福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、精神薄弱者の福祉に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができる。

3 審議会は、精神薄弱者の福祉を図るため、芸能、出版物等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることが出来る。

(組織)

第五条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第六条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、厚生大臣が任命する。

一 学識経験のある者
二 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者
三 関係行政機関の職員

2 学識経験のある者又は精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第七条 審議会に、委員の互選による会長及び副会長各一人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(政令への委任)

第八条 この法律で定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 援護の機関及び福祉の措置

(援護の実施機関)

第九条 この法律に定める精神薄弱者に対する援護は、居住地を有する精神薄弱者については、その居住地を管轄する福祉事務所(社会

福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する都道府県知事又は市町村長が、居住地を有しないか、又は明らかでない精神薄弱者については、その現在地の都道府県知事が行なうものとする。

(精神薄弱者福祉司)

第十条 都道府県は、精神薄弱者福祉司を置かなければならない。

2 市及び福祉事務所を設置する町村は、精神薄弱者福祉司を置くことができる。

3 精神薄弱者福祉司は、福祉事務所の長以下「福祉事務所長」というの命を受けて、精神薄弱者の福祉に關し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行なうこと。

二 第十三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行なうこと。

4 精神薄弱者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の精神薄弱者に係る前項第二号の業務については、他に置かれていない精神薄弱者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならぬ。

5 精神薄弱者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

第十一条 精神薄弱者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号の一に該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉事業法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であつて、精神薄弱者の福祉に関する事業に二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生大臣の指定する社会福祉に關する科目を修めて卒業した者

三 医師

四 精神薄弱者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生大臣の指定するものを卒業した者

五 前各号に準ずる者であつて、精神薄弱者福祉司として必要な学識経験を有するもの

(精神薄弱者更生相談所)

第十二条 都道府県は、精神薄弱者更生相談所を設けなければならない。

2 精神薄弱者更生相談所は、精神薄弱者の福祉に關し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 精神薄弱者に關する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。

二 十八歳以上の精神薄弱者の医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれに付随して必要な指導を行なうこと。

3 精神薄弱者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行なうことができる。

第十三条 福祉事務所は、この法律

の施行に關し、主として、次の業務を行なうものとする。

一 精神薄弱者の福祉に關し、必要な実情の把握につとめること。

二 精神薄弱者の福祉に關する相談に応じ、必要な調査及び指導を行なうこと並びにこれらに付随する業務を行なうこと。

2 福祉事務所長は、十八歳以上の精神薄弱者につき前項第二号の業務を行なうに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

(協力機関)

第十四条 福祉事務所を設置しない町村(特別区を含む。)の長は、当該町村の区域内に居住地を有する精神薄弱者の援護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力しなければならない。

(民生委員の協力)

第十五条 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。

(福祉の措置)

第十六条 援護の実施機関は、十八歳以上の精神薄弱者につき、その福祉を図るため、必要に応じて次の措置をとらなければならない。

一 精神薄弱者又はその保護者(配偶者、親権を行なう者、後

見人その他の者で、精神薄弱者を現に監護するものをいう。)を精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

二 精神薄弱者を当該地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に入所させ、又は他の地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設に紹介すること。

三 精神薄弱者の援護を職親(精神薄弱者を自己のもとに預かり、その更生に必要な指導訓練を行なうことを希望する者であつて、援護の実施機関が適当と認めるものをいう。)に委託すること。

2 援護の実施機関は、次の各号の一に該当する場合においては、前項第二号の措置に代えて、社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者の援護を委託することができる。

一 前項第二号の措置をとることができないか、又は相当でないとき。

二 当該施設に援護を委託することとが、前項第二号の措置をとるよりも、当該精神薄弱者の福祉のために効果的であると認められるとき。

3 援護の実施機関は、第一項第二号若しくは第三号又は前項の措置をとるに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、精神薄弱者更生相談所の判定を求めなければならない。

4 第一項第二号又は第二項の措置については、援護の実施機関は、

厚生大臣が審議会の意見を聞いて定める基準に適合する精神薄弱者援護施設に精神薄弱者を入所させ、若しくは紹介し、又はその援護を委託しなければならぬ。

(福祉事務所長への委任)

第十七条 援護の実施機関は、前条第一項及び第二項の措置をとる権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

第四章 精神薄弱者援護施設

(精神薄弱者援護施設)

第十八条 精神薄弱者援護施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行なう施設とする。

(施設の設置)

第十九条 都道府県は、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、精神薄弱者援護施設を設置することができる。

(紹介による入所)

第二十条 地方公共団体の設置する精神薄弱者援護施設は、援護の実施機関から第十六条第一項第二号の規定による紹介を受けたときは、正当な理由がなければ、その精神薄弱者を入所させなければならない。

(運営の基準)

第二十一条 厚生大臣は、審議会の意見を聞き、精神薄弱者援護施設が第十六条第一項第二号の規定による入所の措置により、若しくは

同号の規定による紹介を受けて精神薄弱者を入所させ、又は同条第二項の規定により精神薄弱者の援護の委託を受けた場合におけるその運営について必要な基準を定めなければならない。

第五章 費用

(市町村の支弁)

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条第二項の規定により市町村が設置する精神薄弱者福祉司に要する費用

二 第十六条の規定により市町村長が行なう行政措置に要する費用(第四号に掲げる費用を除く。)

三 市町村が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用

四 市町村が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用(都道府県の支弁)

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十条第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者福祉司に要する費用

二 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する精神薄弱者更生相談所に要する費用

三 第十六条の規定により都道府県知事が行なう行政措置に要する費用(第五号に掲げる費用を除く。)

四 都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の設置に要する費用

五 都道府県が設置する精神薄弱者援護施設の運営に要する費用(繰替え支弁)

第二十四条 都道府県、市及び福祉

事務所を設置する町村は、その長の管理に属する福祉事務所の管轄区域内にある精神薄弱者援護施設で厚生大臣の指定するものに対し他の都道府県知事又は市町村長が第十六条第二項の規定により精神薄弱者の援護を委託した場合においては、その委託に要する費用について一時繰替え支弁をしななければならない。

(都道府県の負担)

第二十五条 都道府県は、第二十二條第三号の規定により市町村が支弁した費用については、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。

(国の負担)

第二十六条 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第二十二條第二号の費用のうち、第十六条第二項の規定による行政措置に要する費用については、その十分の八

二 第二十二條第四号の費用については、その十分の八

三 第二十三條第二号の費用のうち、精神薄弱者更生相談所で行なう相談、判定及び指導に要する費用については、その十分の八

四 第二十三條第三号の費用のうち、第十六条第二項の規定による行政措置に要する費用については、その十分の八

五 第二十三條第四号の費用については、その十分の五

六 第二十三條第五号の費用については、その十分の八

2 国は、前条の規定により都道府県が負担した費用の三分の二を負担する。

(費用の徴収)

第二十七条 精神薄弱者援護施設を設置する都道府県又は市町村の長は、当該施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ)から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 第十六条第二項の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置により社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に入所中の精神薄弱者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、入所中に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六章 雑則

(町村の一部事務組合)

第二十八条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合

には、この法律の適用については、その組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

(援護の実施機関が変更した場合の経過規定)

第二十九条 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命

令の規定により、変更前の援護の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の援護の実施機関がした処分その他の行為とみなす。ただし、変更前に行なわれ、又は行なわれるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(社会福祉事業法附則第七項に関する特例)

2 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

(児童福祉法の一部改正)

3 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第二号中「社会福祉主事」を「精神薄弱者福祉司又は社会福祉主事」に改める。

第二十七条第二号中「社会福祉主事」を「精神薄弱者福祉司、社会福祉主事」に改める。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 精神薄弱者の援護に要する経費

(民生委員法の一部改正)

5 民生委員法の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 民生委員協議会を組織する民生委員は、その互選により総務一人を定めなければならない。

2 総務は、民生委員協議会の会務をとりまとめ、民生委員協議会を代表する。

3 前二項に定めるもののほか、総務の任期その他総務に關し必要な事項は、政令で定める。

6 厚生省設置法の一部改正
(厚生省設置法の一部改正)
厚生省設置法(昭和二十四年法

第二十九条第一項の表中

中央身体障害者福祉審議会
厚生大臣の諮問に應じて、身体障害者の福祉に關する事項を調査審議すること。

中央身体障害者福祉審議会
厚生大臣の諮問に應じて、身体障害者の福祉に關する事項を調査審議すること。

7 (社会福祉事業法の一部改正)

社会福祉事業法の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に、「精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第 号)」を加える。

第二条第二項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 精神薄弱者福祉法にいう精神薄弱者援護施設を経営する事業

第二条第三項第三号の次に次の一号を加える。

律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第五十二号の四の次に次の一号を加える。

五十二の五 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第 号)

の定めるところにより、精神薄弱者援護施設の基準を定めること。

第十二条第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 精神薄弱者福祉法を施行すること。

厚生大臣の諮問に應じて、身体障害者の福祉に關する事項を調査審議すること。

厚生大臣の諮問に應じて、身体障害者の福祉に關する事項を調査審議すること。

三の二 精神薄弱者の更生相談に應ずる事業

第十三条第六項、第十七条第三項、第十九条及び第二十条中「及び身体障害者福祉法」を、「身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

八 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表の主権者の欄中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

一二 精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第 号)による精神薄弱者援護施設(この

表において「精神薄弱者援護施設」という。)を設置する者

別表の支出先又は支出の目的の欄中「身体障害者更生援護施設」の下に、「精神薄弱者援護施設」を加える。

理由

精神薄弱者の更生を援助するとともに必要な保護を行なうため、精神薄弱者福祉司、精神薄弱者更生相談所等を設けるほか、精神薄弱者援護施設への入所その他その福祉を図る制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 ますその趣旨の説明を求めます。渡邊厚生大臣。

○渡邊國務大臣 ただいま議題となりました精神薄弱者福祉法案の提案の理由を御説明申し上げます。

精神薄弱者の数は、全国で約三百万人とされているのであります。その中には、適切な保護のもとに指導と訓練を行なえば、日常生活はもとよりその能力に應じて生産活動に従事し社会の一員として自活していくことも可能なる者が相当数含まれていると推定されるのであります。従って、政府といたしましては、従来からその福祉をはかるため各般の施策を講じてきたのであります。精神薄弱者に対する社会一般の理解や関心はきわめて薄く、また指導訓練に必要な学校、施設及び専門職員も不足がちなため、多くの者は、今なお家族の重い負担となり、さらには各種の社会悪の原因ともなっているの

種の原因ともなっているのであります。

その対策は、まず発生の予防と治療方法の発見であり、政府といたしましては、今後ともこの方面の調査研究に力を注いでいく所存であります。同時に現在ややもすると福祉の措置に欠けるきらいのある精神薄弱者に対し、すみやかに総合的な援護施策を講ずる必要があると考えるのであります。

この法律案は、その一環といたしまして、精神薄弱者の相談、判定、指導等その福祉をはかる行政機構の確立と、精神薄弱者の保護及び指導訓練を行なう援護施設の整備等について、必要な事項を規定したものであります。すなわち、第一に、精神薄弱者に対する福祉措置の前提となる専門的な判定を行なう、あわせてその相談、指導をつかさどる機関として、各都道府県に精神薄弱者更生相談所を設置すること、第二に、精神薄弱者の相談、指導等を専門的に行なう職員として、精神薄弱者福祉司を置くものとすること、第三に、自立更生の助長と保護のために、必要な措置を規定すること、第四に、公立の援護施設に対し設置費の二分の一、運営費の十分の八を国が負担するものとすること、第五に、精神薄弱者福祉対策の推進のために、広く学識経験者の調査審議をお願いする審議会を設けること、以上がこの法律案のおもな内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○永山委員長 本案についての質疑は後日に譲ることいたします。

暫時休憩いたします。
午前十一時十一分休憩

「休憩後は会議を開くに至らなかった」